

新冠町ひとり親世帯支援給付金のご案内

【新冠町独自事業】

新冠町では、新型コロナウイルス感染症の影響により国が実施する「ひとり親世帯臨時特別給付金」の支給対象とならない方に対し、以下のとおり給付金を支給します！

■ 支給対象となる方（基準日：令和2年5月31日）

- 基準日時点でひとり親世帯等に該当し、かつ申請日時点で新冠町に住民登録のある方
- 国が実施する「ひとり親世帯臨時特別給付金【基本給付】」の支給対象とならない方

■ 給付額（ひとり親世帯臨時特別給付金【基本給付】と同額）

1世帯 5万円、第2子以降1人につき 3万円

■ 申請書類

- ①給付金申請書 ②通帳の写し ③戸籍謄本（児童扶養手当の認定を受けていない方）
- ④身分証明証（運転免許証、健康保険証など）

■ 申請受付の期間

令和2年10月1日（木）から令和3年2月26日（金）まで

国が実施する「ひとり親世帯臨時特別給付金【基本給付】」について

【基本給付】の支給対象者は、以下のいずれかに該当する方です。

- ① 令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方
- ② 公的年金等を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

※①に該当する方には、令和2年8月28日に支給済です。

※②及び③に該当する方は別途申請が必要ですので、下記までお問い合わせください。

※上記いずれかに該当する場合、新冠町ひとり親世帯支援給付金は対象外です。

国の給付金の対象と
ならない方には…

新冠町ひとり親世帯支援給付金を支給します！

- ・所得制限該当により児童扶養手当の支給が全額停止となっている方
- ・児童扶養手当の認定を受けていない方 など

お問い合わせ先

新冠町役場 町民生活課町民生活グループ 社会係
電話 0146-47-2112(直通)